

## 航空宇宙関連産業認証取得等支援事業補助金募集要領

### 1 目的及び趣旨

本事業は、県内企業の航空宇宙関連産業への新規参入及び取引拡大を支援するため、参入する際に必要となる認証取得等を行う県内企業に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

### 2 募集対象者

下表1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に取り組む県内企業を対象とする。

※「県内企業」とは、福島県内に企業活動の拠点（営業所、開発拠点、生産拠点等）を有する事業者とする。

### 3 補助事業の概要

補助対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する下表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当であると認めるものについて、予算の範囲で交付する。

別表 1

補助対象事業及び補助対象経費

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の上限
1. 認証取得	航空宇宙関連産業への参入のため必要となる認証取得事業対象となる認証は以下のとおり。 ①JISQ9100 (ISO9001をベースに航空宇宙関連産業特有の要求事項を織り込んだ世界標準の品質マネジメント規格)	・申請料、審査料、認証料（初回登録料） ・その他知事が必要と認める経費	1/2 以内 (ただし、インノベーション・コースト構想に貢献するものは、2/3以内)	100万円
	②Nadcap (航空宇宙産業における特殊工程や製品に対する国際的な認証制度)	・申請料、審査料、認証料（初回登録料） ・翻訳料、通訳料 ・その他知事が必要と認める経費		100万円
	③認証取得に向けた研究活動	・知事が必要と認める経費		50万円

2. 人材育成	本県の航空宇宙関連産業の中核を担う人材育成のための取り組み	・航空宇宙関連産業に関するセミナー受講料等で、知事が必要と認めたもの	1 / 2 以内 (ただし、イノベーション・コースト構想に貢献するものは、 2 / 3 以内)	50万円
---------	-------------------------------	------------------------------------	---	------

※1 交付決定前に既に支出済みの経費は対象外となります。

※2 イノベーション・コースト構想に貢献するものとは、「福島県浜通り地域」（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）に企業活動の拠点（営業所、開発拠点、製造拠点等）を有する事業者、あるいはこれらの事業者と連携する事業者が実施する事業とします。

#### 4 事業期間

事業期間については、交付決定の日から令和9年2月26日までとする。

※ 実績報告の最終提出期限は、2月末日となります。

#### 5 応募手続き等の概要

##### (1) 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年12月25日（金）まで

なお、予算が無くなり次第終了します。

##### (2) 提出方法

郵送又は持参とする。提出先は、「7 問い合わせ先・提出先」に記載した担当宛てとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時までとする。

なお、郵送の場合、受付期限内に提出先に到着したものに限り受け付ける。

##### (3) 提出書類

①交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第1号の別紙1）

③事業見積書（様式第1号の別紙2）

④暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）

⑤役員一覧（様式第2号の別紙1）

⑥決算書3期分（写し）

⑦登記事項証明書（発行日が6ヶ月以内のものに限る）

⑧定款（写し）

⑨申請者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）

※必要に応じて、申請内容の確認を行うための書類を求める場合があります。

※申請書及び募集要領については、福島県次世代産業課ホームページよりダウンロードできます。

(4) 提出部数

2部（正本、副本各1部）

(5) 決定方法

県は、提出された申請書等の内容を審査した上で選定します。

選定にあたっては、本県航空宇宙関連産業への参入度合いや取り組み等から総合的に審査します。

採択案件の決定後、申請者全員に対して採択、不採択の結果を通知します。

6 その他

(1) 補助金交付決定について

採択決定後、補助事業者に対して年度毎に交付決定を行います。

本事業の補助金は、「1 目的及び趣旨」に示す県の事業を、補助金交付要綱に基づき補助事業者が実施したことに對して交付するものです。

採択決定の際、補助金額について経費ごとの積算、見積もり、根拠資料等について審査を行い、必要と認めた経費のみが実際の補助金額となります。よって、実際の補助金交付決定額は、必ずしも申請金額とは一致するものではありません。

また、交付額は、補助事業完了後の確定検査において確定しますので、交付額は交付決定額以下になる場合があります。

(2) 確定検査について

補助事業完了後、補助金額の適切な確定のため、県が確定検査を実施します。確定検査にあたっては、補助事業の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理されている必要があります。帳簿、証拠書類の確認ができない場合は、補助金の対象外となるので留意してください。

補助事業の対象とする経費にかかる帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があった時は、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければなりません。

また、補助事業の完了した日から15日以内または補助事業の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告を県に提出してください。

なお、補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

(3) 不正行為、不正使用等への対応について

採択後・補助事業期間終了後であっても、虚偽の申請など不正が認められた場合等は、採択や補助金交付決定を取り消す場合があります。

7 問い合わせ・提出先

960-8670

福島市杉妻町2-16 県庁西庁舎12階

福島県商工労働部次世代産業課 航空宇宙産業担当

電話 024-521-8568

FAX 024-521-7932